

大分県報

令和二年
号外（二）
三月二十五日

（水曜日）

目次

規則

大分県会計規則の一部改正……………

訓令 甲

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………

大分県消費者行政連絡協議会規程の一部改正……………

訓令 甲

教育委員会訓令甲

警察本部訓令

企業局訓令

病院局訓令

おおいたうつくし作戦実施本部設置規程の一部改正……………

訓令 甲

教育委員会訓令甲

警察本部訓令

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程の一部改正……………

規則

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十五号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十五日

別表第四の警察本部の項中「生活環境課長」を「保安課長」に改め、同表の大分東警察署、大分南警察署、杵築日出警察署、豊後高田警察署、宇佐警察署、日田警察署、佐伯警察署及び臼杵津久見警察署の項中「宇佐警察署」の下に「中津警察署」を加え、同表の大分中央警察署、別府警察署及び中津警察署の項中「別府警察署及び中津警察署」を「及び別府警察署」に改め、同表の国東警察署、玖珠警察署、竹田警察署及び豊後大野警察署の項中「総務課長」を「総務会計課長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

大分県訓令甲第三号

本 庁

大分県 教育 庁

大分県人事委員会事務局

大分県監査委員事務局

大分県 警 察 本 部

大分県労働委員会事務局

大分県 議 会 事 務 局

大分県 企 業 局

大分県 病 院 局

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第五条第一項中「除き、警察本部の第四号に規定する室の長にあつては、別表第一の課長の欄に掲げる事項に限る」を「除く」に改め、同項第四号中「隊及び室」を「及び室」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

大分県訓令甲第四号

大分県報号外（規則・訓令甲）

知事 廣 瀬 勝 貞
教 育 本 部
警 察 本 部

大分県消費者行政連絡協議会規程（昭和四十二年大分県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十五日

大分県知事 廣 瀬 勝 貞

第五条第四項中「審議会」を「協議会」に改める。
別表中「警察本部生活安全全部生活環境課長」を「警察本部生活安全全部保安課長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

- 訓 令 甲
- 教育委員会訓令甲
- 警察本部訓令
- 企業局訓令
- 病院局訓令

- 大分県訓令甲第五号
- 大分県教育委員会訓令甲第一号
- 大分県警察本部訓令第二十一号
- 大分県企業局訓令第二号
- 大分県病院局訓令第一号

おおいたうつくし作戦実施本部設置規程

平成十八年大分県警察本部訓令甲第十八号

大分県訓令甲第十六号
大分県教育委員会訓令甲第十三号

知 事 部 局
教 育 本 部
警 察 本 部
企 業 局
病 院 局

の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十五日

大分県知事 廣 瀬 勝 貞

大 分 県 教 育 委 員 会

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

大分県企業局長 岡 本 天 津 男

大分県病院局長 田 代 英 哉

別表第二中「警察本部生活安全全部生活環境課長」を「警察本部生活安全全部保安課長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

- 訓 令 甲
- 教育委員会訓令甲
- 警察本部訓令

- 大分県訓令甲第六号
- 大分県教育委員会訓令甲第二号
- 大分県警察本部訓令第二十二号

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程

平成十五年大分県教育委員会訓令甲第九号
大分県訓令甲第二十四号
大分県警察本部訓令甲第十七号

知 事 部 局
教 育 本 部
警 察 本 部

号 号
の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十五日

大分県知事 廣 瀬 勝 貞

大 分 県 教 育 委 員 会
大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

別表第二中「警察本部生活安全部生活環境課長」を「警察本部生活安全部保安課長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

令和二年三月二十五日

大分県報号外（訓令申・教育委訓令申・警察本部訓令）

三